



2026年3月31日

各位

会社名 ステラファーマ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 上原幸樹
 (コード：4888 グロース市場)
 問合せ先 管理本部長 伊神 尚
 (TEL 06-4707-1516)

株式及び新株予約権発行プログラム設定契約締結に係る発行登録並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月31日付の取締役会決議に基づき、米国の機関投資家である Heights Capital Management, Inc. (以下「HCM」といいます。)が運用する CVI Investments, Inc. (以下「割当予定先」といいます。)との間で、株式及び新株予約権発行プログラムの設定に係る Equity・Program・Agreement (以下「エクイティ・プログラム契約」といいます。)を締結し、また、本日付で発行登録書を提出いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、同日付の取締役会決議において、エクイティ・プログラム契約に基づき設定された株式及び新株予約権発行プログラム (以下「本プログラム」といいます。)に基づく第1回目の発行として、割当予定先に対する第三者割当による新株式及びステラファーマ株式会社第5回新株予約権の発行 (以下「第1回第三者割当」といいます。)に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 株式及び新株予約権発行プログラム

1. 本プログラムの内容

本プログラムは、当社が割当予定先との間で2026年3月31日付で締結したエクイティ・プログラム契約に基づき、総計 4,000,000 株の当社普通株式 (以下、下表に記載の第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される株式を個別に又は総称して「本普通株式」といいます。)及び総計 42,000 個 (潜在株式数：4,200,000 株)の当社新株予約権 (以下、下表に記載の第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)を、割当予定先に対する第三者割当により発行することを可能とするものです。

本プログラムに基づき、以下の日程及び条件に従い、当社が割当予定先に対して計4回にわたり当社普通株式及び当社新株予約権を割り当てる予定です。

	第1回目の発行 (第5回新株予約権)	第2回目の発行 (第6回新株予約権)	第3回目の発行 (第7回新株予約権)	第4回目の発行 (第8回新株予約権)
発行数	当社普通株式： 1,000,000 株 当社新株予約権： 10,500 個 (潜在株式数： 1,050,000 株)	当社普通株式： 1,000,000 株 当社新株予約権： 10,500 個 (潜在株式数： 1,050,000 株)	当社普通株式： 1,000,000 株 当社新株予約権： 10,500 個 (潜在株式数： 1,050,000 株)	当社普通株式： 1,000,000 株 当社新株予約権： 10,500 個 (潜在株式数： 1,050,000 株)
発行決議日	2026年3月31日	2026年6月5日 (予定)	2026年8月13日 (予定)	2026年10月19日 (予定)
発行予定日	2026年4月16日	2026年6月22日	2026年8月31日	2026年11月4日

<p>発行価額・新株予約権の行使価額</p>	<p>当社普通株式の1株当たりの発行価額は、上記発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「直前取引日終値」といいます。）の92%に相当する金額とする予定です。直前取引日終値を採用しましたのは、直近の株価が当社の現時点の客観的企業価値を適切に反映していると判断したためです。また、割当予定先が払込期日までの約2週間にわたり株価下落リスクを負うこと、本発行により希薄化が生じること、迅速かつ確実な資金調達によって中長期的な株主価値向上が見込まれることなどを総合的に考慮し、投資家とディスカウント率を含め十分な協議を行った上で本普通株式の発行価額を決定いたしました。また当社新株予約権の発行価額は第三者評価機関による価値評価を踏まえて公正な金額とする予定であり、1株当たりの行使価額は各回直前取引日終値の第1回目は120%、第2回目は130%、第3回目は140%、第4回目も140%に相当する金額とする予定です。一方で、エクイティ・プログラム契約においては、各発行回ごとに定められた行使指示可能日に、行使指示可能日の直前10取引日各日の東京証券取引所における当社普通株式の売買出来高加重平均価格（VWAP）のうち最高値が対象となる本新株予約権の行使価額の140%以上であること等を条件として、当社が未行使の新株予約権の全部または一部の行使を割当予定先に指示する権利を有しており、当社としては株価上昇局面において、新株予約権の行使期間（4年間）よりも早期に現金化を図る柔軟性を確保することを重視しております。このため、第4回目については、当社の早期現金化の選択肢を確保する観点から、第3回目と同一の140%に設定したものです。「行使指示可能日」は、第1回目の発行については払込日から24ヶ月経過した日、第2回目の発行については払込日から30ヶ月経過した日、第3回目及び第4回目の発行については各払込日から起算して36ヶ月経過した日です。</p> <p>また、本新株予約権の発行については、2028年4月16日又はそれ以降半年ごとの応当日を基準日（以下「本基準日」といいます。）として、本基準日後1カ月以内に開催される当社取締役会における決議によって、本新株予約権の行使価額を①本基準日における本新株予約権の行使価額、②本基準日の直前10取引日の東証における当社普通株式の売買出来高加重平均価格（VWAP）の110%の金額のいずれか低い金額に修正することが可能となっております。</p> <p>なお、「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行」に記載のとおり、第1回発行にかかる当社普通株式の発行価額は1株当たり696円、当社新株予約権の発行価額は552円、行使価額は1株当たり908円です。</p> <p>各割当てについては、エクイティ・プログラム契約に定められる以下の条件（以下「本発行条件」といいます。）の成就を条件として行われます。そのため、当該条件が成就されない場合、本募集のうち第2回目の発行から第4回目の発行までの一部又は全部が行われない可能性があります。但し、以下の条件に該当しない場合であっても、割当予定先はその裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄することができ、その場合には発行を行う場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社がエクイティ・プログラム契約上の当社による表明及び保証並びにエクイティ・プログラム契約上の義務に重大な違反をしていないこと ② エクイティ・プログラム契約に基づき発行される当該回の当社普通株式又は当社新株予約権証券について、裁判所による差止め命令等がなされていないこと ③ 当社普通株式が東京証券取引所に上場されており、売買停止や上場廃止等のおそれがないこと ④ 当社の支配権の変動を生じさせる取引が当社又は第三者により公表されていないこと ⑤ 当社の債務不履行事由が発生していないこと ⑥ 当社グループの事業やエクイティ・プログラム契約に基づく各割当て等について、重大な悪影響を及ぼす事由が発生していないこと ⑦ 当社の役員等から提供された当社に関する未公表の重要事実を割当予定先が保有していないこと ⑧ 各割当てについて金融商品取引法に基づき発行登録書及び発行登録追補書類が提出され、効力が発生していること
------------------------	--

	<p>⑨ 各割当てにおける本新株予約権の発行が、東京証券取引所の規則・規程に違反していないこと</p> <p>また、エクイティ・プログラム契約において、本発行条件を全て充足するか又は放棄されることを前提として、割当予定先が、第2回目の発行から第4回目の発行に係る本普通株式について、(a)各発行における当初の本普通株式数、及び、(b)各発行決議日に先立つ45取引日間における普通株式の1日当たり出来高の算術平均値の5倍のいずれか低い方まで減少させることができる旨が定められています。加えて、本普通株式の減少が生じた場合、同時に発行される本新株予約権の行使により発行される当社普通株式の数も、減少後の本普通株式の105%に自動的に調整される旨も規定されています。</p> <p>なお、本普通株式には譲渡制限は付されていません。割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約においては、本新株予約権の譲渡（但し、割当予定先の投資管理目的で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡（注）を除きます。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。</p> <p>（注） 割当予定先は、保有する資産について、効率的な資金運用を目的として同社のプライム・ブローカー口座に移転することがあります。この場合、当該資産は形式的にはプライム・ブローカーに移転されるものの、割当予定先が引き続き実質的保有者として経済的利益を有します。</p>
--	--

2. 本プログラム導入の目的

当社は、企業理念として「ひとりのかけがえない命のために、ステラファーマは世界の医療に新たな光を照らします。」を掲げ、既存治療では十分な治療効果が得られない難治性がん患者に対する新たな治療選択肢の提供を目指し、創業以来、BNCT*1（ホウ素中性子捕捉療法）用ホウ素薬剤の研究開発に取り組んでまいりました。

これらの取り組みを経て、当社は2020年に頭頸部癌*2を対象とするBNCT用医薬品「ステボロニン®」の製造販売承認を取得し、商業化を開始いたしました。これにより、当社は研究開発型ベンチャーとしての技術検証段階から、社会実装を伴う商業化段階へと事業フェーズを移行いたしました。

現在、当社は当該承認取得により確立した技術基盤、臨床データおよび製造販売体制を基礎として、BNCTを単一疾患に限定された治療法にとどめることなく、複数の腫瘍領域に展開可能な治療として発展させるべく、事業拡大フェーズにあります。具体的には、再発髄膜腫*3および切除不能な皮膚血管肉腫*4の社会実装を推進するとともに、再発悪性神経膠腫*5、初発膠芽腫*6、胸部固形悪性腫瘍*7等の疾患領域への適応拡大を見据えた臨床開発を進めております。また、新たな試みとして深部腫瘍への適応拡大への取り組みや投与量の減少、照射体位の容易な変更を可能とする次世代ホウ素薬剤の研究開発を推進し、製剤技術の高度化による治療効果の最適化および中長期的な競争優位性の確立を目指しております。

加えて、BNCTは医療機器とのコンビネーション治療であり、中性子照射装置メーカーと連携し、治療施設の拡充、医療機関との連携を進めていく必要があります。また、医薬品の製造体制の高度化および安定供給体制の確立を進めるとともに、中国展開に続き、欧州・米国・ASEAN地域への展開を見据えた海外基盤整備にも取り組んでおります。

海外展開、新規薬剤の創出は、BNCTの競争環境が国内外で急速に進展する中、当社が競争優位性を維持・強化するために不可欠な投資領域となっております。

このような状況を踏まえ、当社はこれらの研究開発および事業基盤整備を着実に推進するために必要な資本を確保することを目的として、本資金調達を実施するものであります。

なお、当社の直近の経営成績として、2026年3月期第3四半期累計期間における売上高は261,791千円、営業損失は512,579千円、経常損失は509,980千円、四半期純損失は512,143千円となっております。

す。また、2025年12月末時点の現預金残高は2,691百万円ですが、このうち1,000百万円は、2026年2月に開院した中国海南島 BNCT センターを運営する鵬博（海南）硼中子医療科技有限公司（Pengbo 社）から、同社との取引およびプロジェクトの着実な進展を確認するまでの与信管理強化を目的として受領した保証金です。当該保証金は、その性質上、当社の事業運営に充当することを予定していない資金であり、通常の手元流動資金とは区分して管理しております。

さらに、保証金を除いた現預金についても、BNCT 用医薬品の国内唯一の製造販売承認企業として、医療機関への安定供給責任を果たすため、原薬および製剤在庫の積み増し等に対応する運転資金として一定水準を確保する必要があります。加えて、海外における BNCT 治療施設の建設が進む中、今後は海外向けの供給体制についても、品質・安定性を担保した形で強化していく必要があります、これに伴う在庫・製造能力の確保も重要な課題となっております。

一方で、本資金調達には運転資金を補填することを目的とするものではありません。

前回2022年12月に発行した新株予約権（行使価額修正条項付）では総額1,786百万円の資金調達を行っております。当該資金使途のうち、「海外での事業開発に係る開発資金（中国）」については、進捗状況を踏まえ213百万円が、「製造法効率化に係る開発資金」については、進捗状況を踏まえ326百万円が未充当となっており、また「¹⁸F-FBPA-PET を用いた BNCT の適応拡大に向けた臨床試験に係る開発資金（国内）」についても同様に現在138百万円の未充当額がありますが、これらについては今後の開発進捗に応じて使用する予定です。

一方で、「髄膜腫（国内）の申請関連費用に係る資金」および「事業運営及び開発のための必要な人件費等に係る運転資金及び開発資金（国内）」については既に充当済みです。

また、「海外展開のための技術移管等に係る開発資金」は現在278百万円が未充当となっておりますが、本資金調達において予定している「海外展開及び安定供給体制構築のための製造開発費用」（1,310百万円）と合わせ、合1,588百万円を当該目的に充当する予定です。

当社は本プログラムの導入にあたり、銀行借入、通常の公募増資、第三者割当増資等を含む複数の資金調達手法について検討を行いました。その結果、当社が複数の研究開発テーマおよび事業基盤整備を同時並行で推進する事業拡大フェーズにあること、資金需要が臨床開発の進捗や拠点展開の状況等に応じて段階的に発生すること等を踏まえ、資金調達を段階的に実行できる本プログラムが当社の事業特性および資本政策の方向性に適合するものと判断いたしました。

本プログラムは、単なる短期的な資金補填を目的とするものではなく、当社の成長フェーズに適合した資本政策として位置付けており、複数の成長施策を同時並行で推進する局面において、必要なタイミングで資金を確保し、事業の進捗を停滞させることなく継続的な投資を可能とするものです。

割当予定先の資産運用を行う会社である HCM は、自己資金を原資として運用を行う投資グループの一員であり、成長フェーズにある企業への投資実績を有しております。当社は、複数の資金調達手法を検討する中で、HCM より本プログラムに関する提案を受け、HCM の投資方針および投資実績が当社の中長期的な事業ビジョンおよび資本政策の方向性と整合するものと判断し、協議のうえ合意に至りました。その結果、HCM が資産運用を行う CVI Investments, Inc. を割当予定先として選定いたしました。

以上の理由から、当社は本プログラムを当社の成長戦略を支える資本基盤の強化を図るための継続的かつ戦略的なエクイティ調達手段として位置付け、導入するものであります。

（語句説明）

*1 BNCT

BNCT (Boron Neutron Capture Therapy: ホウ素中性子捕捉療法) とは放射線治療の一種であり、新しいがんの治療法です。ホウ素の安定同位体である B-10 (天然ホウ素に約 20% 含まれる) の原子核はエネルギーの低い低速の中性子 (熱中性子) をよく吸収し、直ちにヘリウム原子核 (⁴He 核 (α 粒子)) とリチウム原子核 (⁷Li 核) に分裂します。これら原子核は細胞を破壊する能力が非常に大きい一方で、影響

を及ぼす範囲が4～9ミクロン（ μm ）と極めて短いことが特徴です。また、熱中性子自体の細胞破壊能力は小さいため、B-10を含む物質ががん細胞に選択的に集積し、そこに熱中性子が照射されると、そのがん細胞は選択的に破壊されます。この原理に基づいて考案された医療技術です。

*2 頭頸部癌

頭頸部とは、脳の下側の顔面から鎖骨までの部分を示します。頭頸部癌とは、この範囲に含まれる、鼻、口、のど、上あご、下あご、耳などのできるがんのことです。頭頸部癌は、すべてのがんの10%程度と考えられており、がんが発生する部位の種類が多く、発生原因、治療法、予後が異なることが特徴とされています。頭頸部には人間が生きる上で必要な器官が集中しており、その機能を温存できる治療法の確立が求められています。

*3 髄膜腫

髄膜とは、脳と脊髄を保護している薄い組織層で、髄膜腫とはその内側の層の一つにできる脳腫瘍の一種です。髄膜腫は良性（WHO grade 1）であることが多い疾患ですが、悪性度が高い場合（WHO grade 2, 3）には、脳、脳血管、頭蓋骨などに深く浸潤し、再発を繰り返します。また、肺などの他臓器への転移を生じることもあります。再発した場合には、手術や放射線治療（X線外照射）が適用されますが、その治療効果には限界があり、有効な治療は確立されていません。

*4 血管肉腫

血管肉腫とは、血管の内皮細胞から発生するがんのことです。体のいたるところにできる可能性があり、皮膚に生じることが多いがんです。

*5 神経膠腫

神経膠腫とは、脳に発生する悪性腫瘍で原発性脳腫瘍の約30%を占めます。神経膠腫は、その悪性度によって4段階（グレードⅠ～Ⅳ）に分類され、中でもグレードⅢ～Ⅳに分類される悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼びます。

*6 膠芽腫

神経膠腫のうち、悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼び、特にグレードⅣの神経膠腫を膠芽腫と呼びます。膠芽腫を含む悪性神経膠腫は、現在なお治療が困難な疾患とされています。

*7 胸部固形悪性腫瘍

胸部固形悪性腫瘍とは、甲状腺より下、横隔膜より上に存在する悪性腫瘍であり、乳癌・非小細胞性肺癌・食道癌・悪性胸膜中皮腫・胸部に発生する悪性軟部肉腫などを指します。

3. 本プログラムによる資金調達を選択した理由

当社は、上記「2. 本プログラム導入の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討していましたが、割当予定先から本資金調達の提案を受けました。当社は、本普通株式及び本新株予約権の発行により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、また、残りの必要金額については本新株予約権の行使により株価に配慮した形での調達が可能となるため、今般の資金調達を選択いたしました。また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択肢であると判断し、本手法を採用することといたしました。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

- ① 本普通株式の発行により、証券の発行時に一定の資金調達が可能となり、上記「2. 本プログラム導入の目的」に記載した事業戦略を遅滞なく円滑に遂行することが可能となります。
- ② エクイティ・プログラム契約という形態を取ることで、一度に全株を発行する場合と比べ、株価インパクトの分散化が可能となります。また、当社が予定する将来の事業進捗をより織り込んだ株価によって発行ができる可能性が高まるため、既存株主の保有する株式価値が向上することが期待され、既存株主の希薄化等に対してもより配慮した設計となります。

- ③ 本新株予約権の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に行使が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。
- ④ 本新株予約権の行使価額は、各発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をベースに定まります。第1回目の発行は終値の120%に、第2回目の発行は同130%に、第3回目の発行は同140%に、第4回目の発行も同140%に相当する金額に固定されており、自動的に行使価額を下方修正する修正条項が付されていない分、資金調達のスPEED感や蓋然性は低くなることが想定されますが、他方において、現状の株価水準よりも段階的に高い水準での行使が期待できます。なお、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権や新株予約権付社債等を当社が新たに発行する場合で、当該新株予約権の当初行使価額等が本新株予約権の行使価額を下回る場合には、本新株予約権に付された調整規定の適用により、本新株予約権の行使価額は、新たに新株予約権又は新株予約権付社債が発行された場合にその都度、行使価額又は転換価額の当初公表日の翌取引日から始まる10取引日の間における当社普通株式の東証における普通取引の終値の最安値の110%の金額で1度のみ下方調整されます（なお、行使価額の下方調整の下限設定はございません。）。ただし、エクイティ・プログラム契約に基づいて割当予定先に対して発行する第2回目の発行から第4回目の発行に係る本普通株式及び本新株予約権の発行や金融投資家以外の投資家への発行等、本新株予約権の発行要項に定められた一定の例外に該当する場合には、下方調整はされません。なお、当該下方調整条項は、割当予定先における当社の後発的な資金調達の影響による投資回収の不確実性を低減させますが、その影響により当社の既存株主の持分比率の希薄化等を引き起こすことから、前述に記載する状況ではその適用を制限する条項を当社の要望として盛り込んでおります。
- ⑤ 本普通株式の発行により発行される当社普通株式は最大4,000,000株（1回につき1,000,000株）、本新株予約権の目的である当社普通株式数は最大4,200,000株（1回について最大1,050,000株）でそれぞれ固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模が当初予定より増加することはありません。
- ⑥ 本普通株式による調達資金、本新株予約権による調達金額のうち行使の対象となった金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[デメリット]

- ① 本普通株式及び本新株予約権の発行は、上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 1. 本プログラムの内容」に記載のとおり、本発行条件の成就を条件としており、当該条件が成就されない場合、本普通株式及び本新株予約権の発行による資金調達の一部が実現しない可能性があります。
- ② 本普通株式については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行を予定する金額の満額の資金調達が行われるわけではなく、また資金調達の時期についても不確実性があります。
- ③ 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- ④ 株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。特に、本新株予約権については、一般的な行使価額修正型の新株予約権と比べて、その行使の蓋然性は相対的に低くなっております。ただし、行使価額は、第1回目から第4回目までの本新株予約権の発行についてはいずれも第1回目の割当日から2年経過した日（2028年4月16日）又はそれ以降半年ごとの応当日を基準日（以下「本基準日」といいます。）として、本基準日後1カ月以内に開催される当社取締役会における決議によって、本新株予約権の行使価額を①本基準日における本新株予約権の行使価額、②本基準日の直前10取引日の東証における当社普通株式の売買出来高加重平均価格（VWAP）の110%の金額のいずれか低い金額に修正することが可能であり割当予定先による行使の蓋然性を高める設計になっております。なお、取締役会における行使価額修正の決議次第、適時開示いたします。
- ⑤ 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透

明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

- ② 普通社債又は借入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本第三者割当において調達するのと同規模の資金を全て負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性があります。今後の事業戦略推進において、緊急の資金需要が生じた場合に備えて迅速に有利子負債による資金調達を行う選択肢を残す観点からも、普通社債の発行又は借入れにより調達することは現時点における現実的な選択肢ではないと判断いたしました。
- ③ 株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は直近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準をみたさないため、実施することができません。
- ⑤ 行使価額修正条項付の新株予約権には、様々な設計がありますが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的です。自動的に行使価額を下方修正する行使価額修正条項付の新株予約権は行使の蓋然性が高まる一方、現状の株価水準よりも低い価格での行使がなされ、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくありません。今回の資金調達に際しては、本普通株式の発行により当面必要な資金を調達しつつ、本新株予約権については現状の株価水準よりも発行回ごとに段階的に高い価格に行使価額を設定・固定し、今後の株価の上昇を待って行使が行われることにより、既存株主の株式価値を損なうことなく、追加的な資金調達を当初の予定どおりの金額規模で達成できる見込みです。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は当社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えております。
- ⑥ 転換社債型新株予約権付社債は、発行当初に資金調達が可能となるものの、その全額が当初負債となり、その後の転換状況も株価に依拠することとなります。株価の状況等により行使が進まなければ、負債であるため、当社の財務の健全性を害することから今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。
- ⑦ 第三者割当により一度に当社普通株式を発行する場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、また現実的に本スキームと同規模の金額を一度に引き受ける投資家を見つけることは困難であることから、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

4. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	CVI Investments, Inc.
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
(4) 組成目的	投資
(5) 組成日	2015年7月1日
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。

(7) 出資者・出資比率・出資者の概要たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Heights Capital Management, Inc.
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート 715、1201N オレンジストリート、ワン・コマース・センター
	代表者の役職・氏名	President Martin Kobinger
	事業内容	投資
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との関係	該当ありません。

(注1) 割当予定先の概要の欄は、2026年3月31日現在のものです。

(注2) 当社は、割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約において、割当予定先から、割当予定先及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けています。さらに、割当予定先及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表取締役：小板橋 仁、本社：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）に調査を依頼し、2026年2月27日に同社より報告を受けております。当該報告において、割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 本プログラム導入の目的」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先との間で、本プログラムにより発行される本普通株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、継続保有に関する取り決めはありません。なお、当社代表取締役

の上原幸樹が、HCM の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて Investment Manager である Martin Kobinger 氏より、本普通株式及び本新株予約権に関する割当予定先の保有方針は、純投資であると書面で確認しております。なお、割当予定先は、中長期投資ができる余裕を持つ機関投資家として広く知られており、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。このため、エクイティ・プログラム契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.9%を上回ることをとらないようにする旨を盛り込んでおります。当社は、割当予定先より、全4回それぞれの第三者割当の払込みから2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、並びに当社が当該報告内容を東証に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、割当予定先が作成し、PricewaterhouseCoopers LLP(所在地：2001 Market Street, Suite 1800, Philadelphia, Pennsylvania 19103)が監査した2024年12月31日現在の財務状況報告書を受領しており、割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約において、割当予定先より払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明を受けています。また、当社代表取締役の上原幸樹が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて書面にて Investment Manager である Martin Kobinger 氏より払い込みにあたって十分な資産があること及び自己資金での払込みであることを2026年3月6日に確認しており、割当予定先に割り当てられる本普通株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。もっとも、2024年12月31日以降の財務状況報告書については本書の日付現在作成されておらず、直近時点での財務状況は確認できておりません。そのため、上記の確認結果にかかわらず割当予定先に急激な財産変動が生じている場合、払込みや本新株予約権の行使がされないリスクがあります。なお、割当予定先は、Susquehanna International Group が有する自己資金で運用する機関投資家です。

5. 本発行登録の概要

当社は、以下のとおり本日付で、第1回第三者割当による本普通株式及び本新株予約権の発行を含む、本プログラムに基づく計4回の本普通株式及び本新株予約権の発行に係る発行登録書を提出しております。

【本普通株式に係る発行登録書】

(1) 募集有価証券の種類	当社普通株式
(2) 発行予定期間	発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで (2026年4月17日～2027年4月16日)
(3) 発行予定額	2,784,000,000円を上限とします。(注1)
(4) 募集方法	割当予定先に全ての普通株式を割り当てます。
(5) 調達資金の用途	下記「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のとおり。

(注1) 本プログラムに基づき合計4回にわたって発行される本普通株式合計4,000,000株についての発行価額の上限額を記載したものであり、実際の発行価額は、株価動向等により、上記金額を下回る可能性があります。なお、発行予定額の上限については、当社の2026年3月31日の直前取引日終値(756円)を基準株価と設定し、当該基準株価の92%(小数点以下切上げ)に本プログラムに基づき発行される本普通株式合計4,000,000株を乗じて算出された金額(1百万円未満切捨て)を記載しております。

【本新株予約権に係る発行登録書】

(1) 募集有価証券の種類	新株予約権証券
(2) 発行予定期間	発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで (2026年4月17日～2027年4月16日)

(3) 発行予定額	4,232,634,000 円を上限とします。(注2)
(4) 募集方法	割当予定先に全ての新株予約権証券を割り当てます。
(5) 調達資金の用途	下記「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のとおり。

(注2) 本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(行使価額)の合計額を合算した金額の上限を記載しております。なお、上記金額は、本プログラムに基づき合計4回にわたって発行される本新株予約権42,000個(潜在株式数:4,200,000株)についての上限額を記載するものであるところ、前述のとおり、本新株予約権の1株当たりの行使価額については、直前取引日終値の第1回目の発行は120%に、第2回目の発行は130%に、第3回目の発行は140%に、第4回目の発行も140%に相当する金額とする予定であり、実際の金額は、株価動向等により、上記金額を下回る可能性があります。発行予定額の上限については、第2回目乃至第4回目発行に係る本新株予約権の払込金額が第1回目の発行と同じであると仮定し、当該金額に、本プログラムに基づき発行される本新株予約権数(各回10,500個)をそれぞれ乗じて算出された金額(本新株予約権の発行価額の総額)に、当社の2026年3月31日の直前取引日終値(756円)を基準株価と設定し、当該基準株価に対して、第1回目発行に係る本新株予約権は120%、第2回目発行に係る本新株予約権は130%、第3回目発行に係る本新株予約権は140%、第4回目発行に係る本新株予約権も140%を乗じ(いずれも小数点以下切上げ。)、かつ、それぞれに本プログラムに基づき発行される本新株予約権各回10,500個の潜在株式数(各回1,050,000株)を乗じて算出された金額(本新株予約権の行使価額の合計額)を合算した金額(100万円未満切捨て)に基づいて算出しています。

II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行

1. 募集の概要

本プログラムにおける一連の第三者割当(第1回目の発行乃至第4回目の発行)による本普通株式及び本新株予約権の発行のうち、2026年3月31日開催の取締役会決議による第1回第三者割当に係る新株式及び新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

(1) 第1回第三者割当に係る本普通株式発行の概要

① 払込期日	2026年4月16日
② 発行新株式数	普通株式 1,000,000株
③ 発行価額	1株につき金696円
④ 調達資金の額	696,000,000円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑥ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑦ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

(2) 第1回第三者割当に係る本新株予約権発行の概要

① 割当日	2026年4月16日
② 新株予約権の総数	10,500個(新株予約権1個につき100株)
③ 発行価額	新株予約権1個当たり552円
④ 当該発行による潜在株式数	1,050,000株
⑤ 資金調達の額	959,196,000円 (内訳) 新株予約権発行分 5,796,000円 新株予約権行使分 953,400,000円

⑥ 行使価額	1株当たり 908円
⑦ 行使請求期間	2026年4月17日から2030年4月16日まで
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑨ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑩ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 第1回第三者割当の目的

当社は、上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 2. 本プログラム導入の目的」に記載のとおり、当社グループの将来の成長と安定的な財務基盤の構築の実現を図るため、本プログラムに基づく資金調達を行うものであります。

(2) 第1回第三者割当による資金調達を選択した理由

上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 3. 本プログラムによる資金調達を選択した理由」に記載のとおり、本プログラムに基づく資金調達は、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択肢であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,655,196,000	34,362,750	1,620,833,250

- (注) 1. 上記の金額は、第1回第三者割当により発行される本普通株式及び本新株予約権に係る払込金額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合は、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

なお、本プログラム全体によって調達する資金の見込総額（差引手取概算額）は、次のとおりです。

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
7,016,634,000	58,436,925	6,958,197,075

- (注) 1. 上記の金額は、上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 1. 本プログラムの内容」に記載の第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される本普通株式及び本新株予約権に係る払込金額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。上記払込金額の総額に関して、各発行の内訳は以下のとおりとなります。なお、第2回発行乃至第4回発行に係るものは、本普通株式の払込金額が2026年3月31日の直前取引日終値の92%に相当する金額（円未満切上げ）であると仮定し、本新株予約権の払込金額が第1回発行と同じであると仮定し、本新株予約権の行使価額が2026年3月31日の直前取引日終値の第1回目の発行は120%に、第2回目の発行は130%に、第3回目の発行は140%に、第4回目の発行も140%に相当する金額であると仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、各発行の発行条件を決定する取締役会決議において、それぞれ、本普通株式の払込金額は当該決議日の直前取引日終値の92%に相当する金額（円未満切上げ）、本新株予約権の払込金額は第三者評価機関が算定した当社新株予約権

の評価額、当社新株予約権の行使価額は当該決議日の直前取引日終値の第1回目の発行は120%、第2回目の発行は130%、第3回目の発行は140%、第4回目の発行も140%相当額とする予定です。

- ① 第1回発行により発行される当社普通株式に係る払込金額の総額
696,000,000円
- ② 第2回発行により発行される当社普通株式に係る払込金額の総額
696,000,000円
- ③ 第3回発行により発行される当社普通株式に係る払込金額の総額
696,000,000円
- ④ 第4回発行により発行される当社普通株式に係る払込金額の総額
696,000,000円
- ⑤ 第1回発行により発行される当社新株予約権に係る払込金額の総額
5,796,000円
- ⑥ 第2回発行により発行される当社新株予約権に係る払込金額の総額
5,796,000円
- ⑦ 第3回発行により発行される当社新株予約権に係る払込金額の総額
5,796,000円
- ⑧ 第4回発行により発行される当社新株予約権に係る払込金額の総額
5,796,000円
- ⑨ 第1回発行により発行される当社新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
953,400,000円
- ⑩ 第2回発行により発行される当社新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
1,032,150,000円
- ⑪ 第3回発行により発行される当社新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
1,111,950,000円
- ⑫ 第4回発行により発行される当社新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
1,111,950,000円

2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び本新株予約権の保有者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

〈本プログラム全体により調達する資金に関する資金用途〉

本プログラム全体により調達する資金（差引手取概算額）の具体的な用途については、次のとおり予定しております。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
①希少がんを対象とする臨床試験関連費用	1,473	2026年4月～2031年3月
②深部がん治療に向けた研究開発費用	1,180	2026年4月～2031年3月
③次世代ホウ素化合物の非臨床試験費用	2,345	2026年4月～2031年3月
④BNCT治療施設拡大に向けた対応費用	240	2027年4月～2029年3月
⑤適応拡大に向けたマーケティング活動費用	407	2026年4月～2031年3月

⑥海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用	1,310	2027年4月～2031年3月
合計	6,958	—

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

2. 上記記載は、本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 1. 本プログラムの内容」をご参照ください。本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額7,016,634,000円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額58,436,925円を差し引いた金額である6,958,197,075円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額7,016,634,000円は、第2回目の発行乃至第4回目の発行に係るものは、当社普通株式の払込金額が2026年3月31日の直前取引日終値の92%に相当する金額(円未満切上げ)であると仮定し、当社新株予約権の払込金額が第1回目の発行と同じであると仮定し、当社新株予約権の行使価額が2026年3月31日の直前取引日終値の第1回目は120%に、第2回目は130%に、第3回目は140%に、第4回目も140%に相当する金額であると仮定した場合の見込額です。実際の金額は、各発行の発行条件を決定する取締役会決議において、それぞれ、本普通株式の払込金額は当該決議日の直前取引日終値の92%に相当する金額(円未満切上げ)、本新株予約権の払込金額は第三者評価機関が算定した当社新株予約権の評価額、当社新株予約権の行使価額は当該決議日の直前取引日終値の上記の通り第1回目乃至第4回目それぞれ120%、130%、140%、140%相当額とする予定であり、実際の本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

3. なお、上記2に記載のとおり調達資金の総額等が減少した場合には、次の優先順位にて使途を実行いたします。

- (i) 海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用
- (ii) 深部がん治療に向けた研究開発費用
- (iii) BNCT 治療施設拡大に向けた対応費用
- (iv) 希少がんを対象とする臨床試験関連費用

また、調達資金が当初計画に対して未達となった場合には、上記優先順位に従い資金を充当するとともに、優先順位の低い施策については、その実施時期の見直し、投資規模の調整又は段階的な実施とすることにより対応いたします。

なお、研究開発の進捗状況や事業環境の変化等を踏まえ、必要に応じて自己資金の活用や資金配分の見直し等を通じて対応し、当社の事業戦略に重大な影響が生じないよう適切に対応してまいります。

<本プログラムのうち普通株式の発行により調達する資金使途>

本プログラムのうち普通株式の発行により調達する資金(差引手取概算額)の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
①希少がんを対象とする臨床試験関連費用	703	2026年4月～2031年3月
②深部がん治療に向けた研究開発費用	379	2026年4月～2031年3月
③次世代ホウ素化合物の非臨床試験費用	643	2026年4月～2031年3月
④BNCT 治療施設拡大に向けた対応費用	240	2027年4月～2029年3月
⑤適応拡大に向けたマーケティング活動費用	253	2026年4月～2031年3月
⑥海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用	539	2027年4月～2031年3月

合計	2,760	—
----	-------	---

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

2. 上記記載は、本プログラムのうち普通株式の発行により調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 1. 本プログラムの内容」をご参照ください。

本プログラムのうち普通株式の発行により調達される手取金は、当該普通株式の払込金額の総額の見込額 2,784,000,000 円から、当該普通株式の発行に要する発行諸費用の概算額 23,288,925 円を差し引いた金額である 2,760,711,075 円を見込んでおります。

なお、本プログラムのうち普通株式の発行における払込金額の総額の見込額 3,244,000,000 円のうち、普通株式の払込金額に係る見込額については、第2回目の発行乃至第4回目の発行に係るものは、当社普通株式の払込金額が2026年3月31日の直前取引日終値の92%に相当する金額（円未満切上げ）であると仮定した場合の見込額です。

実際の金額は、各発行の発行条件を決定する取締役会決議において、それぞれ、本普通株式の払込金額は当該決議日の直前取引日終値の92%に相当する金額（円未満切上げ）とする予定であり、実際の調達金額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

〈本プログラムのうち新株予約権の発行および行使により調達する資金に関する資金使途〉

本プログラムのうち新株予約権の発行および行使により調達する資金（差引手取概算額）の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①希少がんを対象とする臨床試験関連費用	769	2026年4月～2031年3月
②深部がん治療に向けた研究開発費用	801	2026年4月～2031年3月
③次世代ホウ素化合物の非臨床試験費用	1,701	2026年4月～2031年3月
④BNCT治療施設拡大に向けた対応費用	0	2027年4月～2029年3月
⑤適応拡大に向けたマーケティング活動費用	153	2026年4月～2031年3月
⑥海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用	771	2027年4月～2031年3月
合計	4,197	—

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

2. 上記記載は、本プログラムのうち新株予約権の発行および行使により調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 1. 本プログラムの内容」をご参照ください。

本プログラムのうち新株予約権により調達される手取金は、当該新株予約権の払込金額及び行使により払い込まれる金額の 4,232,634,000 円から、当該新株予約権の発行に要する発行諸費用の概算額 35,148,000 円を差し引いた金額である 4,197,486,000 円となります。

なお、本プログラムのうち新株予約権の発行および行使における払込金額の総額の見込額 4,209,450,000 円は、当社新株予約権の行使価額が2026年3月31日の直前取引日終値の第1回目は120%に、第2回目は130%に、第3回目は140%に、第4回目も140%に相当する金額であると仮定した場合の見込額です。

実際の金額は、各発行の発行条件を決定する取締役会決議において、それぞれ、本新株予約権の払込金額は第三者評価機関が算定した当社新株予約権の評価額、当社新株予約権の行使価額は当該決議日の直前取引日終値の上記の通り第1回目、第2回目、第3回

目、第4回目それぞれ120%、130%、140%、140%相当額とする予定であり、実際の調達金額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

上記、本プログラム全体により調達する資金に関する資金使途の表中及び注記に記載の各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

①希少がんを対象とする臨床試験関連費用

当社の開発パイプラインには、再発悪性神経膠腫*1 および初発膠芽腫*2 等の希少がんを対象とした開発テーマがあります。

再発悪性神経膠腫については、実施医療機関である大阪医科薬科大学が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「革新的がん医療実用化研究事業」に採択され、医師主導治験*3 として第Ⅲ相試験の治験届が2025年度中に提出される予定です。本試験は症例数48例を対象としたランダム化比較試験であり、当該医師主導治験を治験薬の供給等で支援するとともに、薬事承認申請に向けての追加のデータ解析、および申請準備等の対応が必要となることから、これらの費用として497百万円を充当する予定です。

また、初発膠芽腫については筑波大学がAMED「橋渡し研究プログラム（シーズC）」に採択され、医師主導治験として第Ⅰ相試験が実施中です。今後、第Ⅰ相試験終了後の評価を踏まえ、第Ⅱ相試験へ進む場合には、CRO（医薬品開発業務受託機関）への委託費用等を含め975百万円を見込んでおり、合計1,473百万円を充当する予定です。

②深部がん治療に向けた研究開発費用

当社は、2024年12月に学校法人藤田学園（藤田医科大学）、Atransen Pharma株式会社、住友重機械工業株式会社および株式会社フジタと、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）による深部腫瘍治療の研究開発を推進することを目的とした覚書を締結し、当該研究開発プロジェクトに参画しております。

当該研究開発の拠点形成の一環として、藤田医科大学は住友重機械工業株式会社と、主に腹部深部がん治療の研究開発を目的としたBNCT治療システムおよびBNCT線量計算プログラムの導入に関する契約を締結しております。当社はBNCT用医薬品の開発および製造を通じて蓄積した医薬品研究開発の知見を提供し、本プロジェクトに協力してまいります。

今後、藤田医科大学および関係各社との契約締結を通じ、深部がん治療の実現に向けた研究開発を進める予定であり、FBPA-PET*4 評価、非臨床試験および臨床試験等の関連費用として1,180百万円を充当する予定です。

③次世代ホウ素化合物の非臨床試験費用

当社は、アカデミアとの連携により新規製剤の開発を進めており、その一つとしてBNCT用ポリビニルアルコール製剤の実用化に関する研究を東京大学および京都大学と共同で実施しております。本研究は、ボロファラン(¹⁰B)を腫瘍内に長時間滞留させることにより抗腫瘍効果の向上を図ることを目的とするものであり、投与量の減少、照射体位の容易な変更を可能とすることで深部腫瘍を含む新たな治療領域への展開を見据えた当社の有力な次世代製剤候補の一つであります。また、陽子線治療を含む他の放射線治療との組み合わせによる新規治療開発にも着手する計画です。

今後、非臨床試験等の研究開発を進める予定であり、これらの費用として2,345百万円を充当する予定です。

④BNCT治療施設拡大に向けた対応費用

現在、日本中性子捕捉療法学会主導によりBNCT装置の機器同等性ガイドラインの策定が進められております。本ガイドラインは装置メーカー間の中性子ビーム特性の差異を評価し、同等性の判断基準を整備することで装置間の適応疾患を共通化して互換使用を可能とすることを目的としております。

当社は装置メーカーが本ガイドラインに基づき当局申請および許可取得することにより、今後BNCTを実施する医療機関が拡大することを期待しております。現在実施中の企業治験に新規施設を導入するに際しては、既存施設と同様にモニタリング業務の委託費用等が発生する見込みであ

り120百万円を充当する予定です。また、医療機関との特定臨床研究や共同研究等に係る費用として120百万円を見込んでおり、合計240百万円を充当する予定です。

⑤適応拡大に向けたマーケティング活動費用

当社は、再発髄膜腫*5および切除不能な皮膚血管肉腫*6について2026年3月に薬事承認申請をいたしました。承認取得後、対象患者への治療機会を適切に提供するため、前もって啓蒙資料の作成、患者所在医療機関の調査、社内教育等の準備を進めるとともに、承認取得後は学会発表、医療機関訪問、BNCT治療施設と紹介元病院との連携支援等の認知向上活動を推進する予定です。

また、中国海南島医療特区のBNCTセンターでは、現在は日本で承認済みの頭頸部癌の治療を開始しており、今後新たな適応疾患が承認されれば同センターでの治療提供も可能になります。更に治療機会拡大のため、中国での啓発活動に加え、日本で承認済または臨床試験中の疾患についても他国への展開を進め、海外医療機関やパートナー企業と協働してBNCTの普及を図ります。これらの費用として407百万円を充当する予定です。

⑥海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用

BNCTは現在日本でのみ薬事承認されている状況ですが、日本での保険診療および開発パイプラインの進展に伴い、海外におけるBNCT開発競争は活発化しています。こうした環境の中、競争優位性の確保および海外展開加速化の観点から、海外対応に向けた取り組みを早期に進める必要があります。

また、当社は製造面において今後の海外展開に伴う販売数量の増加および地域・国の拡大に対応するためには、複数の製造拠点の確保を含む安定供給体制の構築が必要となります。

なお、当社は2022年12月に第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、「海外展開のための技術移管等に係る開発資金」として632百万円を充当する計画としておりましたが、予定調達額を下回ったことから当該資金は312百万円に減額しておりました。また当該資金については、これまでに進捗に応じて33百万円を充当しております。その結果、当該資金の未充当額は278百万円となっておりますが、当初計画していた開発内容および今後必要となる海外展開に向けた供給体制整備に要する資金総額に対しては十分な水準には至っておりません。

加えて、開発速度を高めるとともに、安定供給体制をより強固なものとするためには、海外対応に供する資金を早期に確保することが重要であると認識しております。

そのため、当社としては、海外展開に必要な開発および供給体制整備を着実に推進するための追加的な資金の確保が必要であると判断しております。

本資金により、欧米をはじめとする各国のレギュレーションに適合した当社製品の製造、梱包、保管および輸送体制の確立、各国当局との相談において起用するコンサルティング費用、製造および輸送を委託するCMO関連費用等1,118百万円、海外治験を実施するためのCRO費用192百万円として、計1,310百万円を充当する予定です。

*1 神経膠腫

神経膠腫とは、脳に発生する悪性腫瘍で原発性脳腫瘍の約30%を占めます。神経膠腫は、その悪性度によって4段階（グレードⅠ～Ⅳ）に分類され、中でもグレードⅢ～Ⅳに分類される悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼びます。

*2 膠芽腫

神経膠腫のうち、悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼び、特にグレードⅣの神経膠腫を膠芽腫と呼びます。膠芽腫を含む悪性神経膠腫は、現在なお治療が困難な疾患とされています。

*3 医師主導治験

医師主導治験とは、医師が自ら医薬品の製造販売承認のための臨床試験を企画・立案し、治験計画届を提出して実施する臨床試験です。得られた臨床データは、被験薬を提供した製薬会社が引き継ぎ、当該医薬品の薬事承認申請に活用されます。

*4 FBPA-PET

BNCT に使用するホウ素化合物 L-4-ボロノフェニルアラニン (BPA) の標的腫瘍内への選択的ホウ素集積量を測定する FBPA (2-フルオロ-4-ボロノフェニルアラニン) を用いた PET 検査

*5 髄膜腫

髄膜とは、脳と脊髄を保護している薄い組織層で、髄膜腫とはその内側の層の一つにできる脳腫瘍の一種です。髄膜腫は良性 (WHO grade 1) であることが多い疾患ですが、悪性度が高い場合 (WHO grade 2, 3) には、脳、脳血管、頭蓋骨などに深く浸潤し、再発を繰り返します。また、肺などの他臓器への転移を生じることもあります。再発した場合には、手術や放射線治療 (X 線外照射) が適用されますが、その治療効果には限界があり、有効な治療は確立されておられません。

*6 血管肉腫

血管肉腫とは、血管の内皮細胞から発生するがんのことです。体のいたるところにできる可能性があり、皮膚に生じることが多いがんです。

<第1回第三者割当により調達する資金に関する資金使途>

2026年3月31日開催の取締役会決議による第1回第三者割当による本普通株式及び本新株予約権の発行により調達する差引手取概算額1,620,833,250円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①希少がんを対象とする臨床試験関連費用	249	2026年4月～2031年3月
②深部がん治療に向けた研究開発費用	295	2026年4月～2031年3月
③次世代ホウ素化合物の非臨床試験費用	586	2026年4月～2031年3月
④BNCT治療施設拡大に向けた対応費用	60	2027年4月～2029年3月
⑤適応拡大に向けたマーケティング活動費用	101	2026年4月～2031年3月
⑥海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用	327	2027年4月～2031年3月
合計	1,620	—

(注) 調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

上記表中に記載の各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

①希少がんを対象とする臨床試験関連費用

当社の開発パイプラインには、再発悪性神経膠腫*1 および初発膠芽腫*2 等の希少がんを対象とした開発テーマがあります。

再発悪性神経膠腫については、実施医療機関である大阪医科薬科大学が国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の「革新的がん医療実用化研究事業」に採択され、医師主導治験*3 として第Ⅲ相試験の治験届を2025年度中に提出する予定です。本試験は症例数48例を対象としたランダム化比較試験であり、当該医師主導治験を治験薬の供給等で支援するとともに、薬事承認申請に向けての追加のデータ解析、および申請準備等の対応が必要となることから、これらの費用として124百万円を充当する予定です。

また、初発膠芽腫については筑波大学が AMED「橋渡し研究プログラム（シーズ C）」に採択され、医師主導治験として第 I 相試験が実施中です。今後、第 I 相試験終了後の評価を踏まえ、第 II 相試験へ進む場合には、CRO への委託費用等を含め 125 百万円を見込んでおり、合計 249 百万円を充当する予定です。

②深部がん治療に向けた研究開発費用

藤田医科大学は、住友重機械工業株式会社と主に腹部深部がん治療の研究開発を目的とした BNCT 治療システムおよび BNCT 線量計算プログラムの導入に関する契約を締結しております。当社は BNCT 用医薬品の開発および製造を通じて蓄積した医薬品研究開発の知見を提供し、本プロジェクトに協力しております。

今後、藤田医科大学および関係各社との契約締結を通じ、深部がん治療の実現に向けた研究開発を進める予定であり、FBPA-PET*4 評価、非臨床試験および臨床試験等の関連費用として 295 百万円を充当する予定です。

③次世代ホウ素化合物の非臨床試験費用

当社は、アカデミアとの連携により新規製剤の開発を進めており、その一つとして BNCT 用ポリビニルアルコール製剤の実用化に関する研究を東京大学および京都大学と共同で実施しております。本研究は、ボロファラン (^{10}B) を腫瘍内に長時間滞留させることにより抗腫瘍効果の向上を図ることを目的とするものであり、投与量の減少、照射体位の容易な変更を可能とすることで深部腫瘍を含む新たな治療領域への展開を見据えた当社の有力な次世代製剤候補の一つであります。また、陽子線治療を含む他の放射線治療との組み合わせによる新規治療開発にも着手する計画です。

今後、非臨床試験等の研究開発を進める予定であり、これらの費用として 586 百万円を充当する予定です。

④BNCT 治療施設拡大に向けた対応費用

現在、日本中性子捕捉療法学会主導により BNCT 装置の機器同等性ガイドラインの策定が進められております。本ガイドラインは装置メーカー間の中性子ビーム特性の差異を評価し、同等性の判断基準を整備することで装置間の適応疾患を共通化して互換使用を可能とすることを目的としております。

当社は装置メーカーが本ガイドラインに基づき当局申請および許可取得することにより、今後 BNCT を実施する医療機関が拡大することを期待しております。

現在実施中の企業治験を新規施設で行うには、既存施設と同様にモニタリング業務の委託費用等が発生する見込みであり 30 百万円を充当する予定です。また、医療機関と受託研究等に係る費用として 30 百万円を見込んでおり、合計 60 百万円を充当する予定です。

⑤適応拡大に向けたマーケティング活動費用

当社は、再発髄膜腫*5 および切除不能な皮膚血管肉腫*6 について 2026 年 3 月に薬事承認申請をいたしました。承認取得後、対象患者への治療機会を適切に提供するため、前もって啓蒙資材の作成、患者所在医療機関の調査、社内教育等の準備を進めるとともに、承認取得後は学会発表、医療機関訪問、BNCT 治療施設と紹介元病院との連携支援等の認知向上活動を推進する予定です。

また、中国海南島医療特区の BNCT センターでは、現在は日本で承認済みの頭頸部癌の治療を開始しており、今後新たな適応疾患が承認されれば同センターでの治療提供も可能になります。更に治療機会拡大のため、中国での啓発活動に加え、日本で承認済または臨床試験中の疾患についても他国への展開を進め、海外医療機関やパートナー企業と協働して BNCT の普及を図ります。これらの費用として 101 百万円を充当する予定です。

⑥海外展開および安定供給体制構築のための製造開発費用

BNCT は現在日本でのみ薬事承認されている状況ですが、日本での保険診療および開発パイプラインの進展に伴い、海外における BNCT 開発競争は活発化しています。こうした環境の中、競争優

位性の確保および海外展開加速化の観点から、海外対応に向けた取り組みを早期に進める必要があります。

開発速度を高め、安定供給体制をより強固なものとするためには海外対応に供する資金の早期確保が必要であります。

本資金により、欧米をはじめとする各国のレギュレーションに適合した当社製品の製造、梱包、保管および輸送体制の確立、各国当局との相談において起用するコンサルティング費用、製造および輸送を委託する CMO 関連費用等 279 百万円、海外治験を実施するための CRO 費用 48 百万円として、計 327 百万円を充当する予定です。

*1 神経膠腫

神経膠腫とは、脳に発生する悪性腫瘍で原発性脳腫瘍の約 30%を占めます。神経膠腫は、その悪性度によって 4 段階（グレード I～IV）に分類され、中でもグレード III～IV に分類される悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼びます。

*2 膠芽腫

神経膠腫のうち、悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼び、特にグレード IV の神経膠腫を膠芽腫と呼びます。膠芽腫を含む悪性神経膠腫は、現在なお治療が困難な疾患とされています。

*3 医師主導治験

医師主導治験とは、医師が自ら医薬品の製造販売承認のための臨床試験を企画・立案し、治験計画届を提出して実施する臨床試験です。得られた臨床データは、被験薬を提供した製薬会社が引き継ぎ、当該医薬品の薬事承認申請に活用されます。

*4 FBPA-PET

BNCT に使用するホウ素化合物 L-4 ボロノフェニルアラニン（BPA）の標的腫瘍内への選択的ホウ素集積量を測定する FBPA（2-フルオロ-4-ボロノフェニルアラニン）を用いた PET 検査

*5 髄膜腫

髄膜とは、脳と脊髄を保護している薄い組織層で、髄膜腫とはその内側の層の一つにできる脳腫瘍の一種です。髄膜腫は良性（WHO grade 1）であることが多い疾患ですが、悪性度が高い場合（WHO grade 2, 3）には、脳、脳血管、頭蓋骨などに深く浸潤し、再発を繰り返します。また、肺などの他臓器への転移を生じることもあります。再発した場合には、手術や放射線治療（X 線外照射）が適用されますが、その治療効果には限界があり、有効な治療は確立されておりません。

*6 血管肉腫

血管肉腫とは、血管の内皮細胞から発生するがんのことです。体のいたるところにできる可能性があり、皮膚に生じることが多いがんです。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本プログラムにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与することができることから、本プログラムによる本普通株式及び本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①第 1 回第三者割当に係る本普通株式

第 1 回第三者割当に係る払込金額は、第 1 回第三者割当の発行条件決定に係る取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の 92%としています。当該取締役会決議日

の直前取引日の終値を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、割当予定先は発行決議日から払込期日までの約2週間における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本株式発行により希薄化が生じること、本株式発行によって迅速かつ確実に資金調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、第1回第三者割当に係る本普通株式の発行価額を決定いたしました。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠しており、会社法第199条第3項の特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、当社監査等委員会（うち社外取締役3名）からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

②第1回第三者割当に係る本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年3月30日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（756円）、配当額（0円）、無リスク利率（1.7%）、当社普通株式の株価変動性（52.6%）及び市場出来高、株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合に割当予定先による行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社普通株式を出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに売却すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

また、本新株予約権の当初の行使価額については2026年3月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額に設定されており、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはないものと考えております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権1個当たり552円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の552円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の発行価額は算定結果である評価額と同額であるため、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当社監査等委員会（うち社外取締役3名）から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社及び割当予定先から独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額は、当該第三者算定機関によって算出された評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第1回第三者割当により発行される本普通株式の数（1,000,000株）に第1回第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（1,050,000株）を合算した総株式数は2,050,000株（議決権数20,500個）であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数34,034,100株及び議決権数340,341個を分母とする希薄化率は6.02%（議決権ベースの希薄化率は6.02%）に相当します。また、本プログラムにより発行される本普通株式の数（4,000,000株）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（4,200,000株）を合算した総株式数は8,200,000株（議決権数82,000個）であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数34,034,100株及び議決権数340,341個を分母とする希薄化率は24.09%（議決権ベースの希薄化率は24.09%）に相当します。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上述した本プログラムにより資金調達を行う目的、資金使途及び第1回第三者割当の払込金額の算定根拠に照らすと、第1回第

三者割当による当社普通株式の発行数量及び本プログラムにより発行される当社普通株式の発行数量はいずれも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」をご参照ください。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」をご参照ください。

(5) 株券貸借に関する契約

本普通株式及び本新株予約権の発行に伴う株券貸借に関する契約は、本プログラムには御座いません。

(6) ロックアップ等について

当社は、エクイティ・プログラム契約において、割当予定先との間で以下の事項について合意しています。

①エクイティ・プログラム契約の締結日から第1回発行に係る払込日(2026年4月16日)までの期間及びエクイティ・プログラム契約に基づく各発行の各払込日に始まりその後90日目に終了する期間中(但し、各発行が行われない場合を除く。)、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等を行わない旨を合意しております。但し、本資金調達並びに本新株予約権又は発行済みの当社新株予約権等の行使による当社普通株式の交付(但し、発行済みの当社新株予約権等の行使により交付される当社普通株式の数は発行済株式数の10%以下とします。)、株式分割又は株式無償割当による当社普通株式の発行、株主への新株予約権無償割当及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社の取締役等への譲渡制限付株式の発行、譲渡制限付株式ユニットの付与若しくは譲渡制限付株式ユニットの権利確定に伴う株式の交付、又はストック・オプションの付与及び当該ストック・オプションの行使による当社普通株式の交付(但し、交付される当社普通株式の数は発行済株式数の10%以下とします。)、その他日本法上の要請による場合等を除く旨が定められています。

②本普通株式及び本新株予約権の全部を割当予定先が保有しなくなるまで、当社が株価連動取引(以下に定義される。)に関する第三者からの提案等を検討する場合、当社はまず、当該株価連動取引を検討する意向及びその主な条件等を記載した書面による通知を割当予定先に行わなければならない旨を合意しております。当該通知がなされた場合、当社は割当予定先の要求に従い、当該通知の日付から2週間の期間、割当予定先と当該株価連動取引について排他的に誠実に協議するものとし、

「株価連動取引」とは、(i)株式等価物(以下に定義される。)の当初発行後に、当該株式等価物における当社普通株式の取得に係る行使価額若しくは転換価額等が(A)当社普通株式の時価等に連動して決定又は変更されるもの、若しくは(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により調整されるものの発行若しくは売却に係る取引、又は(ii)当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約等の締結を意味します。但し、株式等価物における当社普通株式の取得に係る行使価額若しくは転換価額等が発行時点で固定額であり、

かつ、将来の時価等によって連動して決定又は変更されないものを発行する取引は、いかなる場合であっても株価連動取引に該当しないことが確認されています。

「株式等価物」とは、当社又はその子会社の証券で、その保有者がいつでも株式の取得、転換等ができる権利を有するものを意味し、負債、優先株式、権利、オプション、ワラント若しくはその他の有価証券が含まれます。

- ③当社がエクイティ・プログラム契約に定める取引（当社の連結財務諸表における総資産額の 50% 超の資産等の処分等）を行った場合又は当社にエクイティ・プログラム契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、割当予定先が本新株予約権への投資を行うにあたって当初想定した前提に重大な変更が生じることに鑑み、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は本新株予約権を当該時点における合理的な価格として、エクイティ・プログラム契約に定めるブラック・ショールズ価格（ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格）で買い取るものとします。
- ④当社が割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の 9.9%を上回るようになるような取引等を行わない旨を合意しております。
- ⑤当社は、エクイティ・プログラム契約に基づく第 1 回目の発行乃至第 4 回目の発行のそれぞれに係る本新株予約権に関して、各行使指示可能日（第 1 回目の発行については払込日から 24 ヶ月経過した日、第 2 回目の発行については払込日から 30 ヶ月経過した日、第 3 回目及び第 4 回目の発行については各払込日から起算して 36 ヶ月経過した日）において、行使指示可能日の直前 10 取引日各日の東京証券取引所における当社普通株式の売買出来高加重平均価格（VWAP）のうち最高値が対象となる本新株予約権の行使価額の 140%以上であること、出来高条件及び行使指示可能日前の 30 取引日において本発行条件が満たされていることを充足することを条件として、割当予定先に対して、残存する当該本新株予約権を行使するよう指示することができるものとします。
- 「出来高条件」とは、上記各行使指示可能日前の 45 取引日において、当社普通株式の出来高の平均が 200,000 株を下回る取引日が 3 取引日以上ないことをいいます。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年9月30日）現在		募集後	
ステラケミファ株式会社	33.65%	ステラケミファ株式会社	31.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	5.74%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	5.41%
中村 沢司	3.01%	CVI Investments, Inc.	5.68%
楽天証券株式会社	2.05%	中村 沢司	2.83%
青山 馥	1.48%	楽天証券株式会社	1.93%
株式会社SBI証券	1.14%	青山 馥	1.39%
青山 英世	0.93%	株式会社SBI証券	1.08%
一般財団法人国際クラブ	0.88%	青山 英世	0.87%
三菱UFJ eスマート証券株式会社	0.84%	一般財団法人国際クラブ	0.83%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	0.75%	三菱UFJ eスマート証券株式会社	0.79%

（注）1. 募集前の持株比率は、2025年9月30日現在における発行済株式総数を基準とし、募集後の持株比率は2025年9月30日現在における自己名義株式9,017株を除く発行済株式総数に、本プログラムのうち2026年3月31日開催の取締役会決議による第1回株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行される本普通株式の総数（1,000,000株）及び割当予定先に割り当

てられる本新株予約権合計 10,500 個の目的となる株式数（合計 1,050,000 株）を加味して算出しております。

8. 今後の見通し

本プログラムによる資金調達が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本普通株式及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満になると見込んでおり、②支配株主の異動を伴うものではないことから、この場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
売上高	229,067	269,491	961,058
営業利益又は営業損失 (△)	△806,775	△760,300	△90,246
経常利益又は経常損失 (△)	△775,974	△760,208	△137,869
当期純損失 (△)	△778,824	△763,749	△140,811
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△26.97	△24.66	△4.22
1 株当たり配当金 (円)	0.00	0.00	0.00
1 株当たり純資産 (円)	91.51	75.90	94.26

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025 年 9 月 30 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	34,034,100 株	100.00%
現時点行使価額における潜在 株式数	888,800 株	2.61%

(注) 上記潜在株式数は、ストック・オプションに係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
始 値	387	290	383
高 値	411	602	995
安 値	229	260	200
終 値	291	383	756

(注) 2026年3月期については2025年4月1日から2026年3月30日の状況について記載していません。

② 最近6ヶ月間の状況

	2025年 10月	11月	12月	2026年 1月	2月	3月
始 値	355円	315円	263円	204円	318円	450円
高 値	442円	317円	265円	372円	466円	995円
安 値	299円	240円	200円	204円	311円	404円
終 値	315円	261円	203円	310円	458円	756円

(注) 2026年3月については3月1日～3月30日の状況について記載しています。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	2026年3月30日
始 値	836円
高 値	851円
安 値	732円
終 値	756円

(4) 最近の株価の状況最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	2022年12月30日
発行新株予約権数	53,000個
発行価額	本新株予約権1個当たり253円(総額13,409,000円)
発行時における調達予定資金の額	3,107,909,000円
調達資金の額	1,786,131,990円
割当先	SMB C日興証券
募集時における発行済株式総数	普通株式5,300,000株(新株予約権1個につき100株)
当該募集による潜在株式数	普通株式5,300,000株(新株予約権1個につき100株)
現時点における行使状況	行使済新株予約権数:53,000個(残新株予約権数:0個)
発行時における当初の資金使途	① 海外での事業開発に係る開発資金(中国):217百万円 ② 海外展開のための技術移管等に係る開発資金:632百万円 ③ ¹⁸ F-FBPA-PETを用いたBNCTの適応拡大に向けた臨床試験に係る開発資金(国内):513百万円 ④ 製造法効率化に係る開発資金:703百万円 ⑤ BNCT認知度向上に向けたマーケティング活動資金:145百万円 ⑥ 髄膜種(国内)の申請関連費用に係る資金:60百万円 ⑦ 事業運営及び開発のために必要な人件費等に係る運転資金:838百万円
発行時における予定支出時期	① 2023年1月～2026年3月 ② 2023年4月～2026年3月 ③ 2023年1月～2026年3月 ④ 2023年1月～2026年3月

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 2023年4月～2026年3月 ⑥ 2024年4月～2026年3月 ⑦ 2024年4月～2026年3月
調達時における資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ① 海外での事業開発に係る開発資金（中国）：217百万円 ② 海外展開のための技術移管等に係る開発資金：312百万円 ③ ¹⁸F-FBPA-PETを用いたBNCTの適応拡大に向けた臨床試験に係る開発資金（国内）：175百万円 ④ 製造法効率化に係る開発資金：703百万円 ⑤ BNCT認知度向上に向けたマーケティング活動資金：- ⑥ 髄膜種（国内）の申請関連費用に係る資金：40百万円 ⑦ 事業運営及び開発のために必要な人件費等に係る運転資金：338百万円
調達時における予定支出時期	<ul style="list-style-type: none"> ① 2023年1月～2027年3月 ② 2023年4月～2027年3月 ③ 2023年1月～2027年3月 ④ 2023年1月～2027年3月 ⑤ 2023年4月～2026年3月 ⑥ 2024年4月～2027年3月 ⑦ 2024年4月～2026年3月
現時点における充当状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 3百万円充当済み ② 33百万円充当済み ③ 36百万円充当済み ④ 376百万円充当済み ⑤ 53百万円充当済み ⑥ 全額充当済み ⑦ 全額充当済み

(注)2024年11月8日付「資金使途変更に関するお知らせにて公表のとおり、当社が2022年12月14日に第4回新株予約権の発行を取締役会にて決議したときに予定していた資金調達額に、実際の資金調達額が到達いたしませんでしたので、実際の資金額の水準に見合うように調達資金の使途に係る金額及び支出時期の変更をしております。

別紙 1 普通株式発行要項

第 1 回第三者割当（株式） 普通株式発行要項

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式1,000,000株
(2) 払込金額	1株につき696円
(3) 払込金額の総額	696,000,000円
(4) 増加する資本金の額	348,000,000円
(5) 増加する資本準備金の額	348,000,000円
(6) 割当方法	第三者割当の方法による。
(7) 払込期日	2026年4月16日（木）
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。

ステラファーマ株式会社第5回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称
ステラファーマ株式会社第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
2026年4月16日
3. 割当日
2026年4月16日
4. 払込期日
2026年4月16日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,050,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{無償割当て} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。
 - (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
10,500 個。
8. 各本新株予約権の払込金額
金 552 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 5.52 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 908 円とする。
10. 行使価額の修正
当社は、2028 年 4 月 16 日又はそれ以降半年ごとの応当日を基準日（以下「本基準日」という。）として、本基準日後 1 ヶ月以内に開催される取締役会における決議によって、本新株予約権の行使価額を本項①又は②のいずれか低い金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正することができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。当社は、行使価額修正選択決議により行使価額の修正を決定した場合は、その旨及び修正後行使価額を直ちに本新株予約権者に通知するものとする。

なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

- ① 本基準日における本新株予約権の行使価額
- ② 本基準日の直前 10 取引日の東証における当社普通株式の売買出来高加重平均価格（VWAP）の 110%の金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位の端数を切り上げた金額）

11. 行使価額の調整

(1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記本号②に定義する取得価額等。）が、下記第(2)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、下記本号①又は②に定めるところにより調整される（以下、本号（但書を含む。）に基づく調整後の行使価額を「調整後行使価額」という。）。但し、下記第(2)号①乃至③に掲げる各事由における割当予定先が戦略的投資家である場合には、本新株予約権の行使価額の調整は行わない。なお、「戦略的投資家」とは、金融投資家（専ら投資そのものからの経済的利益を得る目的で資本投資を行う投資家又はその団体をいい、ベンチャーキャピタルファンド、プライベートエクイティファンド、ヘッジファンド、ロングオンリー投資家、年金基金、銀行、証券会社その他機関投資家を含む。）以外の投資家をいう。

- ① 下記第(2)号①及び③の場合は、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額の 110%の金額に調整される。
- ② 下記第(2)号②の場合は、当社取得請求権付株式等の取得価額等の 110%の金額に調整される。なお、取得価額等とは、当社普通株式 1 株を取得するために当該取得請求権付株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下、同じ。）。

但し、株価連動取引が行われる場合には、(i)当該株価連動取引にかかる当初公表日（なお、当社は当該株価連動取引についての決定と同日に当該株価連動取引に係る公表を行うものとする。）の翌取引日から始まる 10 取引日の間における当社普通株式の東証における普通取引の終値の最安値の 110%の金額が、当該 10 取引日の末日において有効な行使価額を下回るときには、当該末日における終値の確定をもって、本新株予約権の行使価額は当該金額に調整され、(ii)当該株価連動取引において行われる当社普通株式又は当社取得請求権付株式等の発行、処分又は付与を原因とする上記①又は②に基づく調整は行われない。

なお、「株価連動取引」とは、(i)株式等価物（以下に定義される。）であって、その発行にかかる当初公表日後に、当該株式等価物における当社普通株式の取得価額等が (A) 当社普通株式の東証における取引価格又は気配値に基づいて又は連動して決定又は変更されるもの、若しくは (B) 当社の事業又は当社普通株式の取引市場に関連する事由により決定または変更されるものの発行若しくは売却に係る取引、(ii)当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約等の締結、若しくは(iii)上記 (i) 又は(ii)と実質的に同等の経済的効果をもたらす取引をいう。

また、「株式等価物」とは、当社又は当社子会社の証券で、その保有者がいつでも当社株式の取得、転換等ができる権利を有するもの（負債、優先株式、権利、オプション、ワラントその他の有価証券を含む。）をいう。

(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。））の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び当社及び CVI Investments, Inc. の間の 2026 年 3 月 31 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に基づき CVI Investments, Inc. 対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、当社及び CVI Investments, Inc. の間の 2026 年 3 月 31 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に基づき CVI Investments, Inc. 対して第三者割当の方法により発行する当社新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たりの} \times \text{処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。
- ② 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。
- (7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(4)号③の場合は基準日）、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号④及び第(4)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2026年4月17日から2030年4月16日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使 請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項並びに当社及び CVI Investments, Inc. との間の 2026 年 3 月 31 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 552 円とした。
18. 行使請求受付場所
三菱UFJ 信託銀行株式会社大阪証券代行部
19. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 備後町支店
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
21. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
22. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上